

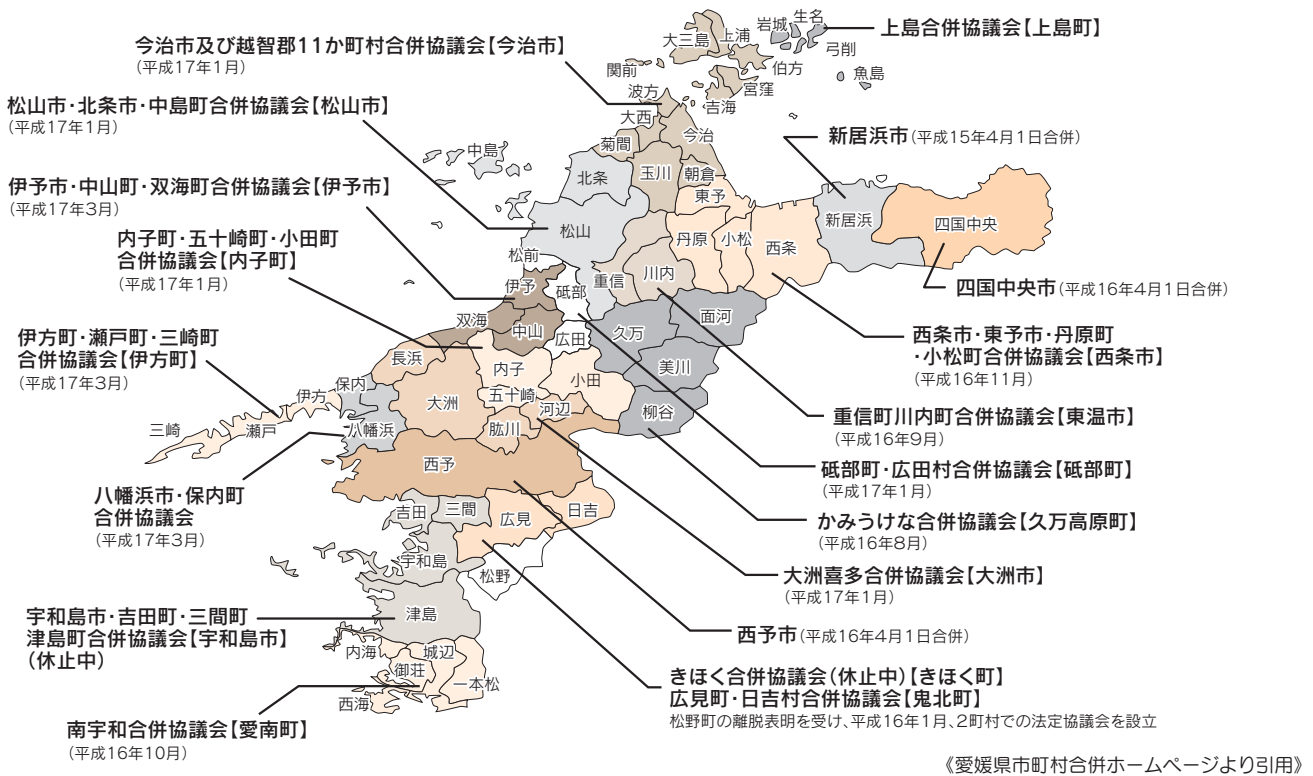


～個性あふれるまちづくりへ～

第19号 平成16年7月22日発行

○発行：伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集：伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

県内の合併協議状況



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会における重要な協議項目については、21項目のうち、⑥町議会議員の任期及び定数の取扱いと⑩新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成の2項目のみとなっています。

合併協議項目：協議状況一覧表

基本的協議項目		提案年月日	確認年月日
1	合併の方式	H15. 1.14	H15. 1.14
2	合併の時期	H15.12.15	H15.12.15
3	新町の名称	H16. 3.26	H16. 3.26
4	事務所の位置	H15. 3.17	H15. 4.17
5	財産の取扱い	H16. 3.26	H16. 4.27

合併特例法に規定されている協議項目		提案年月日	確認年月日
6	町議会議員の任期及び定数の取扱い	H15. 1.14	審議中
7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
8	地方税の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
9	一般職員の身分の取扱い	H15. 3.17	H15. 4.17
10	新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成	H16. 4.27	審議中
11	地域審議会の取扱い	H16. 3.26	H16. 4.27

その他必要な協議項目		提案年月日	確認年月日
12	特別職の身分の取扱い	H15. 3.17	H15. 4.17
13	条例・規則の取扱い	H15. 3.17	H15. 4.17
14	機構及び組織	H15.11.27	H15.12.15
15	一部事務組合等の取扱い	H15.11.27	H15.12.15
16	使用料・手数料の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
17	公共的団体等の取扱い	H15. 3.17	H15. 4.17
	その2:消防団	H15.11. 4	H15.11.27
	その3:社会福祉協議会	H16. 3. 5	H16. 3.26
	その4:商工会	H16. 3. 5	H16. 3.26
18	補助金・交付金等の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
19	行政連絡機構の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
20	町字名の取扱い	H16. 3. 5	H16. 3.26
21	慣行の取扱い	H15. 3.17	H15. 4.17

その他：各種事務事業		提案年月日	確認年月日
1	国民健康保険事業	H16. 3.26	H16. 4.27
2	介護保険事業	H15.11. 4	H15.11.27
3	学校の通学区域	H15. 9.29	H15.11. 4
4	学校教育事業	H15. 9.29	H15.11. 4
5	学校給食事業	H15.11.27	H15.12.15
6	奨学資金貸与事業	H16. 4.27	H16. 5.28
7	電算システム事業	H15.11. 4	H15.11.27
8	ごみ収集運搬事業	H15.11.27	H15.12.15
9	広報広聴関係事業	H15.12.15	H15.12.25
10	窓口業務	H15.12.15	H15.12.25
11	農業振興事業	H16. 4.27	H16. 5.28
他 数項目			

☆使用料、手数料の調整方針に基づき、公共施設の使用料について掲載いたします。

社会体育施設

各町間の類似施設で、使用料に差異のある施設について、統一を図るため、調整しました。
主なものは次のとおりです。

区分	伊方スポーツセンター アリーナ：2時間使用				瀬戸町総合体育館 アリーナ：2時間使用				三崎町総合体育館 アリーナ：2時間使用			
	全面	3分の2	2分の1	3分の1	全面	3分の2	2分の1	3分の1	全面	3分の2	2分の1	3分の1
改正前	1,600	1,000	800	500	800	—	400	—	600	400	300	200
改正後	1,600	1,000	800	500	1,200	800	600	400	1,200	800	600	400
増減額	0	0	0	0	400	—	200	—	600	400	300	200

区分	伊方町各学校体育館	三机・四ツ浜地区体育館	三崎町各学校体育館	区分	伊方中学校夜間照明	三机地区夜間照明	三崎中学校夜間照明
	夜間：全面2時間使用				グラウンド全体2時間使用		
改正前	400	800	200	改正前	420	360	560
改正後	400	600	400	改正後	420	350	250
増減額	0	▲200	200	増減額	0	▲10	▲310

区分	伊方町				瀬戸町		三崎町	
	夜間（照明使用）：一般の者2時間使用							
	全面	3面	2面	1面	全面	1面	全面	1面
改正前	2,000	1,500	1,000	400	1,800	900	400	200
改正後	2,000	1,500	1,000	500	800	400	400	200
増減額	0	0	0	100	▲1,000	▲500	0	0



●伊方町



●瀬戸町



●三崎町

社会教育施設

各町間の類似施設で、使用料に差異のある施設について、統一を図るため、伊方町の使用料を基本として次のように調整しました。

《伊方町中央公民館》

階	施設区分	8:30 ～ 12:00	12:00 ～ 17:00	17:00 ～ 22:00
1	ホール	2,100	2,600	3,100
	ロビー	1,100	1,400	1,600
2	視聴覚室	2,100	2,600	3,100
3	研修室1	1,400	1,700	2,100
	〃 2	1,600	2,000	2,400
	〃 3	1,100	1,400	1,600
	〃 4	1,300	1,600	1,900
	工作室	1,600	2,000	2,400
	和室 1	1,100	1,400	1,600
	〃 2	1,100	1,400	1,600
	茶室	600	700	800
	調理実習室	1,600	2,000	2,400
4	大ホール	7,200	8,300	12,400
	ロビー	2,100	2,600	3,100
	楽屋 1	600	700	900
	楽屋 2	600	700	900
5	会議室1	1,600	2,000	2,400
	〃 2	1,600	2,000	2,400
	和室1・2	1,100	1,400	1,600
	スタジオ	1,600	2,000	2,400
設 備	視聴覚設備	2,100	2,100	2,100
	大ホール照明	7,300	7,300	7,300
	〃 音響設備	5,200	5,200	5,200
	〃 映写設備	3,100	3,100	3,100
	〃 舞台設備	5,200	5,200	5,200
	ガス施設:1時間あたり	200円		

《瀬戸町民センター》

階	施設区分	使用料 1時間 につき
1	ロビー	1,000
	調理室	1,500
	栄養指導室	500
	高齢者活動室	500
2	会議室	1,000
	講義室	500
	青年婦人室	800
3	全体	10,000
	大ホール	5,000
	舞台照明設備	2,500
	舞台音響設備	2,500

調整後

	8:30 ～ 12:00	12:00 ～ 17:00	17:00 ～ 22:00
1	1,500	1,900	2,300
	1,100	1,400	1,600
	1,700	2,100	2,500
	1,700	2,100	2,500
2	2,100	2,700	3,000
	1,100	1,400	1,600
	2,800	3,400	4,200
3	—	—	—
	5,400	6,200	9,300
	6,500	6,500	6,500
	4,600	4,600	4,600

《三崎町民会館》

階	施設区分	使用料 1回 につき
1	和室	2,200
	調理室	6,600
2	会議室	2,200
	和室 1	3,300
	和室 2	—
3	第1会議室	2,200
	第2会議室	2,200
	第3会議室	2,200
4	大会議室	6,600

調整後

	8:30 ～ 12:00	12:00 ～ 17:00	17:00 ～ 22:00
1	1,400	1,800	2,100
	1,000	1,300	1,500
2	800	900	1,000
	1,400	1,800	2,100
	1,000	1,200	1,400
3	1,000	1,200	1,500
	700	800	900
	1,300	1,600	1,900
4	3,300	4,000	4,900

Case① 大ホール

19:00～21:00使用
音響設備・照明設備使用

Case② 和室

19:00～20:00使用

Case③ 調理室

9:00～17:00使用
ガス施設利用(1時間あたり200円)

	Case①			Case②			Case③		
	伊方町中央公民館	瀬戸町民センター	三崎町民会館	伊方町中央公民館	瀬戸町民センター	三崎町民会館	伊方町中央公民館	瀬戸町民センター	三崎町民会館
改正前	24,900	20,000	6,600	3,200	1,600	3,300	5,200	12,000	6,600
改正後	24,900	20,400	4,900	3,200	4,200	3,500	5,200	4,100	3,900
増減額	0	400	▲1,700	0	2,600	200	0	▲7,900	▲2,700

市町村の合併に関する合併三法が成立!

国では、市町村合併の更なる促進を図るため、市町村合併に関する法律を制定または改正し、平成16年5月26日に公布されました。

1. 合併新法【市町村の合併の特例等に関する法律】

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。

○区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。

○課税権、起債権はなし。

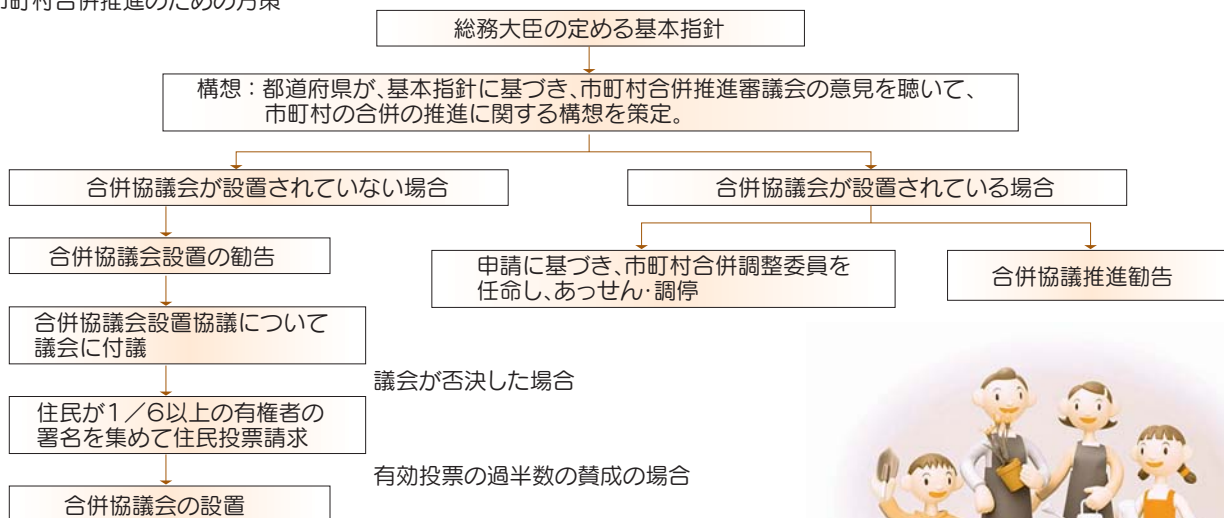
○住所の表示にはその名称を冠する。

※法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

現行法	新法
平成17年3月31日迄	平成22年3月31日迄
○合併に関する障害除去の特例措置 ・地方税の不均一課税、議員の在任特例等 ・合併算定替えの特例期間10年 (+激変緩和5年)	☆存置 ・3万市特例は議員修正により追加 ・段階的に5年 (+激変緩和5年)に短縮

(3) 市町村合併推進のための方策



2. 改正現行合併特例法【市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律】

(1) 合併特例区制度等の創設

上記の合併新法(1)と同

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法が適用され、現行合併特例法の財政支援措置(合併特例債)を受けることができます。(新法では廃止)

(3) 一部事務組合等の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

3. 改正地方自治法【地方自治法の一部を改正する法律】(合併関連箇所のみ掲載)

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。(法人格は有しない。)

○地域協議会…地域の意見をと りまとめ行政に反映

○区の事務所…市町村の事務を分掌

※合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

おご
寄せ
下
さい
!

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。
*** 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 ***
 Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669
 ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>
 E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)

Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *

Tel: (0894) 54-1111(代)

Fax: (0894) 54-1988(代)